

○田辺市重度障害者等医療費の支給に関する条例

平成17年5月1日条例第103号

改正

平成18年7月12日条例第40号

平成20年3月31日条例第10号

平成23年3月31日条例第3号

平成24年7月6日条例第21号

平成27年3月31日条例第8号

田辺市重度障害者等医療費の支給に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、重度障害者等に対し、医療費の一部を支給することにより、重度障害者等の保健の向上に寄与し、福祉の増進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「重度障害者等」とは、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定により本市において記録されている者で、次に掲げるものをいう。

- (1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定による身体障害者手帳（以下「身体障害者手帳」という。）の交付を受けている者で、身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号に規定する障害の程度が1級又は2級のもの
- (2) 身体障害者手帳の交付を受けている者で前号に規定する障害の程度が3級のもののうち、前年の所得（1月から7月までの間において医療を受ける者にあつては、前々年の所得）に係る市区町村民税の所得割が課せられていない世帯に属するもの
- (3) 都道府県知事（政令指定都市にあつては、市長）から療育手帳の交付を受けている者で、その障害の程度がAのもの
- (4) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）の規定に基づく特別児童扶養手当の支給を受けている者が現に監護し、又は養育している支給要件児童で、その障害の程度が特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令（昭和50年政令第207号）別表第3に定める1級に該当するもの

2 この条例において「医療保険各法」とは、次に掲げる法律をいう。

- (1) 健康保険法（大正11年法律第70号）
- (2) 船員保険法（昭和14年法律第73号）
- (3) 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）
- (4) 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）
- (5) 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）
- (6) 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）
- (7) 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）

3 この条例において「保険給付」とは、医療保険各法に規定する療養の給付、療養費、家族療養費、特別療養費、保険外併用療養費、訪問看護療養費及び家族訪問看護療養費をいう。

4 この条例において「一部負担金」とは、医療保険各法の規定により保険給付を受ける者が負担すべき額をいう。

5 この条例において「医療機関等」とは、医療保険各法の規定により医療に関する給付を取り扱う病院、診療所、薬局その他のものをいう。

(支給対象者)

第3条 この条例に定める医療費（以下「重度障害者等医療費」という。）の支給の対象となる者（以下「支給対象者」という。）は、前条第1項各号のいずれかに該当したときの年齢が65歳未満である重度障害者等であつて医療保険各法の規定による被保険者又は組合員及びその被扶養者であるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、支給対象者としなない。ただし、支給対象者又は20歳未満の支給対象者を監護する父若しくは母若しくは養育者（以下この項において「支給対象者等」という。）が特別児童扶養手当等の支給に関する法律第9条第1項に規定する被災者に該当する場合には、この限りでない。

- (1) 支給対象者等の前年（1月1日から7月31日までの間に新たに支給対象者となる場合にあっては、前々年をいう。次号において同じ。）の所得が規則で定める額以上の場合
- (2) 支給対象者等の配偶者又は民法（明治29年法律第89号）に定める扶養義務者で主として当該支給対象者等の生計を維持するものの前年の所得が規則で定める額以上の場合
- (3) 生活保護法（昭和25年法律第144号）その他の法令等により、国又は地方公共団体の負担において医療費の全額を負担される場合
（受給資格の認定）

第4条 支給対象者は、重度障害者等医療費の支給を受けようとするときは、規則で定めるところにより、受給資格について市長の認定を受けなければならない。

（受給者証）

第5条 市長は、前条の認定を受けた者（以下「受給資格者」という。）に対し、受給者証を交付するものとする。

2 受給資格者は、医療機関等において保険給付を受けるときは、規則で定める場合を除き、当該医療機関等に受給者証を提示しなければならない。

3 受給資格者は、その資格を喪失したときは、速やかに受給者証を市長に返還しなければならない。

（支給）

第6条 市長は、受給資格者が保険給付（第2条第1項第2号に該当する者にあつては、入院に係るものに限る。）につき一部負担金を医療機関等に支払う場合において、当該支払額に相当する額の重度障害者等医療費を支給するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、医療保険各法に基づく保険者の規約若しくは定款等により付加給付を受ける定めがある場合又は他の法令等により医療費の給付を受けた場合は、その者に支給すべき重度障害者等医療費は、一部負担金の額から当該給付額を控除した額とする。

（支給の方法）

第7条 前条第1項の規定による重度障害者等医療費の支給は、受給資格者の申請に基づき行うものとする。

2 市長は、前項の申請があつた場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、重度障害者等医療費の支給を決定するものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、市長は、重度障害者等医療費として受給資格者が医療機関等に支払うべき一部負担金をその者に代わり、当該医療機関等に支払うことができる。

4 前項の規定による支払があつたときは、当該受給資格者に対し、重度障害者等医療費の支給があつたものとみなす。

（届出の義務）

第8条 受給資格者は、住所、氏名、加入保険その他受給資格等に変更が生じた場合は、速やかに市長に届け出なければならない。

2 受給資格者は、その受給事由が第三者行為によって生じたものであるときは、速やかに第三者行為傷病届により市長に届け出なければならない。

（支給金の返還）

第9条 市長は、偽りその他不正の手段により重度障害者等医療費の支給を受けた者があるときは、その者から既に支給した金額の全部又は一部を返還させることができる。

2 市長は、受給資格者が疾病又は負傷に関し損害賠償を受けたときは、その者から既に支給した金額の全部又は一部を返還させることができる。

（委任）

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

1 この条例は、平成17年5月1日から施行する。

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の田辺市重度障害者等医療費の支給に関する条例（昭和50年田辺市条例第44号）、龍神村重度心身障害児者医療費支給条例（平成8年龍神村条例第30号）、中辺路町重度心身障害児（者）医療費の支給に関する条例（昭和60年中辺路町条例第7号）、大塔村重度心身障害児（者）医療費の支給に関する条例（昭和60年大塔村条例第6号）又は本宮町重度心身障害児医療費の支給に関する条例（平成8年本宮町条例第15号）の規定によりなされた処分、

手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成18年 7 月12日条例第40号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成18年 8 月 1 日から施行する。
（経過措置）
- 2 改正後の田辺市重度障害者等医療費の支給に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、この条例の施行の日以後に受ける保険給付に係る医療費の支給について適用し、同日前に受けた保険給付に係る医療費の支給については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の際現に改正前の田辺市重度障害者等医療費の支給に関する条例第 3 条に規定する支給対象者である者については、新条例第 3 条の規定にかかわらず、同条に規定する支給対象者とみなして、新条例の規定を適用する。

附 則（平成20年 3 月31日条例第10号抄）

（施行期日）

第 1 条 この条例は、平成20年 4 月 1 日から施行する。

（田辺市乳幼児医療費の支給に関する条例等の一部改正に伴う経過措置）

第 8 条（前略）前条の規定による改正後の田辺市重度障害者等医療費の支給に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に受ける保険給付又は医療に関する給付に係る医療費の支給について適用し、同日前に受けた保険給付又は医療に関する給付に係る医療費の支給については、なお従前の例による。

附 則（平成23年 3 月31日条例第 3 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年 7 月 6 日条例第21号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成24年 7 月 9 日から施行する。ただし、第 5 条中田辺市重度障害者等医療費の支給に関する条例第 2 条第 1 項第 3 号の改正規定及び第 6 条中田辺市重度障害者等福祉年金条例第 3 条第 3 号の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成27年 3 月31日条例第 8 号）

- 1 この条例は、平成27年 8 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の田辺市老人医療費の支給に関する条例第 2 条第 3 項及び田辺市重度障害者等医療費の支給に関する条例第 2 条第 3 項の規定は、この条例の施行の日以後に受ける保険給付又は医療に関する給付に係る医療費の支給について適用し、同日前に受けた保険給付又は医療に関する給付に係る医療費の支給については、なお従前の例による。

○田辺市重度障害者等医療費の支給に関する条例施行規則

平成17年5月1日規則第79号

改正

平成20年3月31日規則第3号

平成23年3月31日規則第2号

田辺市重度障害者等医療費の支給に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、田辺市重度障害者等医療費の支給に関する条例（平成17年田辺市条例第103号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(所得制限額)

第2条 条例第3条第2項第1号の規則で定める額は、特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令（昭和50年政令第207号。次項において「施行令」という。）第2条第1項に規定する額とする。

2 条例第3条第2項第2号の規則で定める額は、施行令第2条第2項に規定する額とする。

(受給資格の認定申請)

第3条 条例第3条第1項に規定する支給対象者（以下「支給対象者」という。）は、条例第4条の規定により受給資格の認定を受けようとするときは、重度障害者等医療費受給者証交付申請書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 条例第3条第1項に規定する要件に該当することを明らかにすることができる書類

(2) 条例第3条第2項各号に規定する要件のいずれにも該当しないことを明らかにすることができる書類（同項ただし書の規定に該当する者を除く。）

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 前項の規定にかかわらず、市長は、同項各号に掲げる書類により証明すべき事実を公簿等により確認することができる場合は、当該書類の添付を省略させることができる。

(受給者証の交付)

第4条 市長は、前条第1項に規定する申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、相当と認めるときは、条例第5条第1項の規定により当該申請者に重度障害者等医療費受給者証（以下「受給者証」という。）を交付するものとする。

(受給者証の提示の例外)

第5条 条例第5条第2項の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

(1) 和歌山県の区域外に存する医療機関等において保険給付を受ける場合

(2) 緊急その他やむを得ない事情がある場合

(受給者証の有効期間)

第6条 受給者証の有効期間は、毎年8月1日から翌年の7月31日まで（年の途中で受給資格の認定を受けた者にあつては、当該認定の日から次の7月31日まで）とし、毎年更新するものとする。

(受給資格の更新申請)

第7条 第4条の規定により受給者証の交付を受けた者（以下「受給資格者」という。）は、前条の規定により受給資格の更新を受けようとするときは、その有効期間満了までに、重度障害者等医療費受給資格更新申請書に第3条第1項各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 第3条第2項及び第4条の規定は、前項の規定による更新申請があつた場合について準用する。

(支給の申請)

第8条 受給資格者は、条例第7条第1項の規定により支給の申請をするときは、重度障害者等医療費支給申請書に医療機関等が発行する領収書等を添えて、市長に提出しなければならない。

(支給の決定)

第9条 市長は、条例第7条第2項の規定により支給の決定をしたときは、その旨を当該申請者に通知するものとする。

(支払事務の委託)

第10条 市長は、条例第7条第3項の規定により重度障害者等医療費を支給する場合においては、当該事務を和歌山県国民健康保険団体連合会及び和歌山県社会保険診療報酬支払基金に委託して行うものとする。

(資格変更の届出)

第11条 条例第8条第1項の規定による届出は、重度障害者等医療費受給資格変更届出書に受給者証を添えて行うものとする。ただし、市長は、変更内容を公簿等により確認することができる場合は、当該届出書の提出を省略させることができる。

(受給者証の再交付)

第12条 受給資格者は、受給者証を破損し、又は亡失したときは、重度障害者等医療費受給者証再交付申請書を市長に提出し、再交付を受けることができる。

2 受給資格者は、受給者証を破損したため、その再交付を受けようとするときは、前項に規定する申請書に当該受給者証を添付しなければならない。

3 受給資格者は、第1項の規定により受給者証の再交付を受けた後、亡失した受給者証を発見したときは、直ちにこれを市長に返還しなければならない。

(その他)

第13条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この規則は、平成17年5月1日から施行する。

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の田辺市重度障害者等医療費の支給に関する条例施行規則（昭和50年田辺市規則第19号）、龍神村重度心身障害児者医療費支給条例施行規則（平成8年龍神村規則第5号）、中辺路町重度心身障害児（者）医療費の支給に関する条例施行規則（昭和61年中辺路町規則第11号）、大塔村重度心身障害児（者）医療費の支給に関する条例施行規則（昭和60年大塔村規則第6号）又は本宮町重度心身障害児者医療費の支給に関する条例施行規則（平成8年本宮町規則第7号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成20年3月31日規則第3号）

1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。

2 改正後の田辺市重度障害者等医療費の支給に関する条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後に受ける保険給付に係る重度障害者等医療費の支給について適用し、同日前に受けた保険給付に係る重度障害者等医療費の支給については、なお従前の例による。

附 則（平成23年3月31日規則第2号）

この規則は、田辺市乳幼児医療費の支給に関する条例等の一部を改正する条例（平成23年田辺市条例第3号）の施行の日（平成23年3月31日）から施行する。